

◇国民健康保険だより◇

◆9月は国民健康被保険者証の更新月です

現在お持ちの被保険者証の**有効期限は平成 26 年 9 月 30 日 (火)** です。
 新しい保険証が 9 月 30 日までに簡易郵便書留にて世帯主あてに届きますので、現在お持ちの保険証は **10 月 1 日 (水) 以降**に破棄してください。

なお、保険料の滞納がある世帯には、納付相談を受けていただきます。

※保険料を滞納すると、負担公平の見地からやむを得ず、財産差し押さえなど滞納処分の対象となります。

◆窓口によくある質問

Q. 国民健康保険に必ず入らないといけないの？

A. 日本では、国民すべてが何らかの医療保険に加入することになっています。(国民皆保険制度)
 職場の健康保険を脱退したときから、国保で医療を受ける権利と同時に、保険料を納める義務が生じます。再就職先が確定するまでの間、あなたの意志に関わらず、国保に加入しなければなりません。なお、国保の手続きは世帯主の方が行ってください。

Q. 勤務先と国保から保険料を二重に請求された場合は？

A. 国保の脱退届出が必要です。職場の健康保険と違い、国保の手続きはすべて世帯主が行わなければなりません。職場の健康保険証が交付されましたら、必ず届出をしてください。

Q. 引越しのときに国保の届出は必要なの？

A. 国保は市区町村単位で運営されています。そのため、医療を「国保」で受けることは変わらなくても、あなたの属する国保は転出により変更する必要があります。転出届の際は、国保の保険証もお忘れなく。

◆国民健康保険担当からのお知らせ

国民健康保険法では、加入または脱退などの異動届や保険料の納付義務が世帯主に義務付けられています。そのため、世帯主以外の方が異動届提出のために来庁される際は、委任状を持参してください。

【問い合わせ先】 国保の手続きに関すること 役場 住民環境課 ☎ 64・7105 【直通】
 国保の保険料に関すること 役場 税務課 ☎ 64・7102 【直通】

自衛官等制度説明会のお知らせ

説明会種目	対象者	実施日時	実施場所
陸上自衛隊 高等工科学校生徒制度説明会	男子中学生と その保護者の方	平成 26 年 10 月 19 日 (日)	大垣市林町 5 - 18 光和ビル 1 階 会議室

<申込み・問い合わせ先> 大垣市林町 5 丁目 18 番地 光和ビル 2 階
 自衛隊岐阜地方協力本部 大垣地域事務所 (☎ 73・1150)